

改正

平成3年4月9日規則第46号
平成4年4月20日規則第37号
平成5年4月15日規則第35号
平成6年4月15日規則第40号
平成6年10月31日規則第124号
平成7年5月15日規則第54号
平成8年5月14日規則第47号
平成9年6月16日規則第88号
平成10年6月12日規則第67号
平成11年6月4日規則第76号
平成12年6月15日規則第107号
平成13年3月30日規則第63号
平成13年6月29日規則第82号
平成14年6月28日規則第72号
平成15年6月30日規則第88号
平成16年6月30日規則第59号
平成17年3月14日規則第14号
平成17年6月30日規則第106号
平成18年6月30日規則第82号
平成19年6月29日規則第69号
平成20年6月30日規則第68号
平成21年6月30日規則第64号
平成22年7月14日規則第56号
平成23年6月30日規則第42号
平成24年6月29日規則第73号
平成25年6月28日規則第71号
平成26年6月30日規則第61号

平成27年 6 月30日規則第58号
平成28年 3 月31日規則第78号
平成28年 6 月30日規則第92号
平成29年 6 月30日規則第60号
平成30年 6 月29日規則第87号
令和元年 6 月28日規則第19号
令和 2 年 6 月30日規則第87号
令和 3 年 6 月30日規則第109号
令和 4 年 6 月30日規則第75号
令和 5 年 6 月30日規則第82号
令和 6 年 6 月28日規則第69号
令和 7 年 7 月31日規則第99号
令和 8 年 3 月31日規則第45号
令和 8 年 6 月30日規則第69号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則（昭和57年 3 月東京都世田谷区規則第25号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 私道整備及び私道排水設備工事の助成手続（第 5 条—第11条の 2）

第 3 章 区長に委託して行う私道整備の助成手続（第12条—第14条）

第 4 章 雑則（第15条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例（昭和57年 3 月世田谷区条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、この規則に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則（昭和57年 5 月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

一部改正〔令和 8 年規則45号〕

(私道整備の設計基準等)

第2条 条例第3条第1項本文に規定する設計基準及び工事仕様書は、世田谷区工事施行規程（昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号。以下「施行規程」という。）第7条に定める設計基準及び施行規程第9条に定める工事仕様書とする。

一部改正〔平成12年規則107号〕

(私道排水設備工事の設備基準等)

第3条 条例第4条本文に規定する設備基準は、東京都排水設備要綱とする。

2 条例第4条本文に規定する設置基準は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成30年規則87号〕

(助成金の額)

第4条 条例第5条第1項に規定する区長が定めた額は、次に掲げる額の合計額に助成率100パーセント（行き止まりの私道であるときは80パーセント、条例第3条第1項ただし書に規定する区長が特に必要と認めたとき（私道の陥没その他の事由により通行人に危険が生じ、又はそのおそれがあるときを除く。）は50パーセント）を乗じて得た額に当該額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

(1) 別表第2（57の項を除く。）により算出された額（以下「基礎額」という。）

(2) 別表第2（1の項から56の項までを除く。）により算出された額

(3) 別表第3基礎額の欄に定める基礎額の区分に応じてそれぞれ同表計算方法の欄に定める計算方法により算出された額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

2 条例第5条第2項に規定する区長が定めた額は、別表第4により算出された額に当該額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

3 前2項の規定により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

全部改正〔平成5年規則35号〕、一部改正〔平成9年規則88号・13年63号・17年14号・22年56号・28年78号・30年87号・令和8年45号〕

第2章 私道整備及び私道排水設備工事の助成手続

(助成の申請)

第5条 条例第7条に規定する申請は、私道整備・私道排水設備工事助成申請書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の申請をしようとする者が複数の場合は、その中から定められた代表者が申請を行わなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、区長が相当の理由があると認めたときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 委任状（第2号様式）
- (2) 土地使用承諾書（第3号様式）
- (3) 位置図
- (4) 公図の写し
- (5) 登記事項証明書又は要約書
- (6) 工事設計調書
- (7) 設計図（私道排水設備工事の助成の場合は、下水道局の排水設備届出印が押されている排水設計図）
- (8) 排水設備計画届出書の写し（私道排水設備工事の助成の場合に限る。）
- (9) 申請代表者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）（発行から3月以内のものに限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

一部改正〔平成6年規則124号・30年87号・令和6年69号・8年45号〕

（助成の決定）

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成する旨を決定したときは、私道整備・私道排水設備工事助成決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により、助成しない旨を決定したときは、私道整備・私道排水設備工事助成棄却決定通知書（第5号様式）により申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔令和7年規則99号〕

（承諾書）

第7条 条例第9条に規定する承諾書は、承諾書（第6号様式）とする。

（承認事項）

第8条 決定通知書を受けた者は、工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（完了報告）

第9条 決定通知書を受けた者は、工事が完了したときは、直ちに完了報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事实績調書
- (2) 竣工図
- (3) 工事記録写真

一部改正〔平成6年規則124号〕

(助成金の交付)

第10条 区長は、前条に規定する完了報告書を受けた場合においては、完了報告書の審査を行い、かつ、工事について現場調査を実施した後、交付すべき助成金の額を確定し、私道整備・私道排水設備工事助成金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

一部改正〔令和7年規則99号〕

(助成金の請求)

第11条 前条の通知を受けた者は、私道整備・私道排水設備工事助成金請求書（第9号様式）により区長に助成金を請求しなければならない。

一部改正〔令和7年規則99号〕

(助成決定の取消しの通知)

第11条の2 区長は、条例第12条の規定により助成決定を取り消したときは、私道整備・私道排水設備工事助成決定取消通知書（第9号の2様式）により通知するものとする。

追加〔平成21年規則64号〕、一部改正〔令和7年規則99号〕

第3章 区長に委託して行う私道整備の助成手続

(助成の申請)

第12条 条例第7条に規定する申請のうち、条例第6条ただし書に規定する工事を区長に委託して行う私道整備の助成の申請は、私道整備助成申請書（第10号様式）により行わなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該私道の所有者その他私道について権利を有する者から工事に係る承諾を得た旨の承諾書（第11号様式）その他区長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(助成の決定)

第13条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の申請を承認するときは、私道整備助成承認書（第12号様式）により、助成の申請を承認しないときは、私道整備助成不承認通知書（第13号様式）により申請をした者に通知するものとする。

(工事完了通知)

第14条 区長は、委託を受けた私道整備の工事が完了したときは、工事完了通知書（第14号様式）により、私道整備の助成の承認を受けた者に通知するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成2年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

付 則（平成3年4月9日規則第46号）

- 1 この規則は、平成3年4月10日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月20日規則第37号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年4月15日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月15日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成6年10月31日規則第124号）

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関

する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成 7 年 5 月 15 日規則第 54 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 5 月 14 日規則第 47 号）

- 1 この規則は、平成 8 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 8 年 5 月 15 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 6 月 16 日規則第 88 号）

- 1 この規則は、平成 9 年 6 月 17 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 6 月 17 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 6 月 12 日規則第 67 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 10 年 6 月 15 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 6 月 4 日規則第 76 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 6 月 7 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 11 年 6 月 7 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 6 月 15 日規則第 107 号）

- 1 この規則は、平成 12 年 6 月 16 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 12 年 6 月 16 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした

者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3 月30日規則第63号）

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年 4 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 6 月29日規則第82号）

- 1 この規則は、平成13年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年 6 月28日規則第72号）

- 1 この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成14年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成15年 6 月30日規則第88号）

- 1 この規則は、平成15年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 6 月30日規則第59号）

- 1 この規則は、平成16年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成16年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月14日規則第14号）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成17年 4 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした

者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 6 月30日規則第106号）

- 1 この規則は、平成17年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成17年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 6 月30日規則第82号）

- 1 この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 6 月29日規則第69号）

- 1 この規則は、平成19年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成19年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月30日規則第68号）

- 1 この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成20年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 6 月30日規則第64号）

- 1 この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成21年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 7 月14日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をし

た者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 6 月30日規則第42号）

- 1 この規則は、平成23年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成23年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月29日規則第73号）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 6 月28日規則第71号）

- 1 この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成25年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月30日規則第61号）

- 1 この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成26年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 6 月30日規則第58号）

- 1 この規則は、平成27年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成27年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日規則第78号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした

者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 6 月30日規則第92号）

- 1 この規則は、平成28年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 6 月30日規則第60号）

- 1 この規則は、平成29年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成29年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 6 月29日規則第87号）

- 1 この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成30年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月28日規則第19号）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月30日規則第87号）

- 1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和 2 年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 6 月30日規則第109号）

- 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした

者については、なお従前の例による。

附 則（令和４年６月30日規則第75号）

- 1 この規則は、令和４年７月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和４年７月１日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和５年６月30日規則第82号）

- 1 この規則は、令和５年７月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和５年７月１日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第１号様式及び第２号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和６年６月28日規則第69号）

- 1 この規則は、令和６年７月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第２及び別表第４の規定は、令和６年７月１日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第１号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和７年７月31日規則第99号）

- 1 この規則は、令和７年８月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第２及び別表第４の規定は、令和７年８月１日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第２号様式、第３号様式、第６号様式、第７号様式及び第９号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和８年３月31日規則第45号）

- 1 この規則は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第４条第１項の規定は、令和８年４月１日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和8年6月30日規則第69号）

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第4の規定は、令和8年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

私道排水設備設置基準

種別	形状寸法等		備考
排水本管	管径	最小勾(こう)配	1 排水本管の形状については、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第3条第4号若しくは第5号又は所定の管きょ流量計算により決定する。
	内径150mm	1.5／100以上	2 排水本管の管種については、内径300mm以下は硬質塩化ビニル管（VU管）とし、それを超える場合は、遠心力鉄筋コンクリート管を使用する。ただし、設計上やむを得ない場合は、硬質塩化ビニル管（VU管）を使用することができる。
	内径200mm	1.2／100以上	3 土被(かぶ)りは、原則として最小75cmとする。ただし、現場の地形上やむを得ない場合は最小45cmとすることができる。
	内径250mm	1.0／100以上	4 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。
	内径300mm	0.8／100以上	
	内径350mm	0.6／100以上	
取付管	内径100mm		1 材質は、排水本管の場合と同じ。
	内径150mm		2 管径については、原則として内径150mm以上を使用する。
	内径200mm		

管防護	コンクリート全断面防護 クラッシャーラン碎石（C-40）厚さ10cm以上	排水本管又は取付管の土被（かぶ）りが浅く、防護が必要と認められるときに行う。
人孔	円形人孔内径70cm（深さ1.60mまで） 矩（く）形及び組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）90cm×60cm（深さ3.00mまで） 組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）120cm×60cm（深さ3.50mまで） 円形及び組立円形人孔内径90cm（深さ4.00mまで）	1 幅員4m未満の行き止まりの私道については、起点人孔は、原則として円形人孔内径70cmを使用する。 2 中間・会合人孔は、円形人孔内径90cmを使用する。なお、同人孔が施工できない場合は、円形人孔内径70cm、矩（く）形若しくは組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）90cm×60cm又は組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）120cm×60cmを使用することができる。 3 幅員4m以上の通り抜けで、一般の自動車の通行量が多く、公共性が高いと認められる私道では、人孔鉄ぶたを使用することができる。 4 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。
副管	内径200mm以上	人孔内部において、排水本管の上流と下流の管底差が、60cm以上ある場合に設置する。
汚水ます	内径35cm（深さ0.80mまで） 内径50cm（深さ1.40mまで） 内径50cm（鉄蓋（ぶた）使用） 内径70cm（深さ1.60mまで） 内径70cm（人孔蓋（ぶた）類使用）	1 幅員4m未満の行き止まりの私道又は通り抜けでも幅員の狭い私道の場合は、内径35cmを使用する。 2 将来、公道として認定される可能性がある私道は、内径50cmを使用する。ただし、一般の自動車の通行量が多く公共性

		が高いと認められる私道では、内径50cm（鉄蓋(ぶた)使用）を使用する。 3 内径70cmを使用する場合に、車両の通行があるところでは、汚水ます（人孔蓋(ぶた)類使用）を使用する。 4 深さが1.60mを超える場合は、円形人孔内径90cmを、ますとして設置する。 5 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。
雨水ます	内径35cm（深さ0.80mまで） 内径50cm（深さ1.00mまで） L形二枚ぶた用 内径35cm格子ぶた（角型） 内径50cm格子ぶた（標準型）	1 内径による使用区分は、汚水ますの場合と同じ。 2 設置頻度は、L形側溝20～30mにつき1箇所を標準とする。 3 L形二枚ぶた用雨水ますは、私道の縦断勾(こう)配が5／100以上あり、普通の雨水ますでは路面排水の収容が困難な場合に設置する。 4 L形側溝を設置しない私道では、内径35cm格子ぶた（角型）又は内径50cm格子ぶた（標準型）を使用することができる。
L形側溝	250B（JIS A5306—1988） 300B（JIS A5306—1988）	下水処理方式が合流式の地域で、必要と認められる場合に設置する。なお、仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。
L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm 300B用コンクリート厚さ10cm	仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工（厚さ3cm）	仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。

試験掘 工	長さ2.00m以上 幅0.70m以上 深さ1.50m以上	関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。
	その他（上記にあてはまらないもの）	—————
特殊工	上記にない工種	東京都下水道局積算基準に基づき、別途積算する。
障害物 切回し	ガス管・水道管等の切回し	排水本管・人孔等の設置ができない場合や石綿セメント配水小管の管種変更工事を行う場合について認める。

一部改正〔平成4年規則37号・6年40号・7年54号・10年67号・17年106号・29年60号・30年87号〕

別表第2（第4条関係）

（単位：円）

	工種名	仕様	単位	単価	備考
1	U形溝工(240)	人力掘削	m	18,500	
2	U形溝工(240)	機械掘削	m	16,600	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工（240・蓋）	人力掘削	m	32,700	
4	U形溝工（240・蓋）	機械掘削	m	30,700	バックホウ0.1m ³
5	特L形・U形溝工(240)	人力掘削	m	33,800	
6	特L形・U形溝工(240)	機械掘削	m	31,100	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工（250B）	人力掘削	m	26,300	
8	L形溝工（250B）	機械掘削	m	23,800	バックホウ0.1m ³
9	L形溝工（300B）	人力掘削	m	27,400	
10	L形溝工（300B）	機械掘削	m	24,700	バックホウ0.1m ³
11	横断暗きょ工（CO—240）		m	72,000	
12	U形溝用集水ます工（400特）	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	110,900	
13	浸透U形ます工（400特）	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	250,000	

14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	145,100	
15	L形用小型汚水ます工（横型）		箇所	74,700	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工（横型）		箇所	81,300	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	87,300	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	93,900	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	12,700	R C—30・10cm＋開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	11,300	R C—30・10cm＋開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	12,300	R C—30・10cm＋開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	10,400	R C—30・10cm＋開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	13,700	R C—40・15cm＋開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	11,800	R C—40・15cm＋開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	19,400	R C—40・15cm＋開粒1号・5cm＋開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	16,200	R C—40・15cm＋開粒1号・5cm＋開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート（20型）舗装工	人力施工	m ²	13,500	R M—40・15cm＋密粒（再生）・5cm
28	アスファルトコンクリート（20型）舗装工	機械施工	m ²	12,000	R M—40・15cm＋密粒（再生）・5cm

29	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	人力施工	m ²	19,000	R M—40・15cm＋粗粒（再生）・5 cm＋密粒（再生）・5 cm
30	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	機械施工	m ²	16,000	R M—40・15cm＋粗粒（再生）・5 cm＋密粒（再生）・5 cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	11,500	
32	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工（表層打換）	人力施工	m ²	8,900	R C—30・平均3 cm＋開粒2号・5 cm
33	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工（表層打換）	機械施工	m ²	7,500	R C—30・平均3 cm＋開粒2号・5 cm
34	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工（表層打換）	機械施工	m ²	7,200	R C—30・平均3 cm＋開粒1号・5 cm
35	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工（表層打換）	人力施工	m ²	14,000	R C—40・平均3 cm＋開粒1号・5 cm＋開粒1号・5 cm
36	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工（表層打換）	機械施工	m ²	11,500	R C—40・平均3 cm＋開粒1号・5 cm＋開粒1号・5 cm
37	アスファルトコンクリート（20型）舗装工（表層打換）	人力施工	m ²	8,700	R M—40・平均3 cm＋密粒（再生）・5 cm
38	アスファルトコンクリート（20型）舗装工（表層打換）	機械施工	m ²	7,200	R M—40・平均3 cm＋密粒（再生）・5 cm
39	アスファルトコンクリート	機械施工	m ²	11,300	R M—40・平均3 cm＋

	ト（25型）舗装工（表基層打換）				粗粒（再生）・5 cm＋ 密粒（再生）・5 cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	37,900	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	132,700	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	12,500	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	4,300	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	86,100	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	93,300	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	111,700	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	47,400	
48	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径150mm・基礎なし	箇所	73,800	ソケット取付工を含む。
49	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径200mm・基礎なし	箇所	86,500	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5 cm未満	m	15,800	
51	補足コンクリート工	5 cm以上15cm未満	m	19,400	
52	水替工		日	7,900	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	600	
54	交通誘導員		人	26,100	
55	仮復旧工	一層仕上厚3 cm	m ²	2,900	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

全部改正〔令和8年規則69号〕

別表第3（第4条関係）

基礎額	計算方法
10,000,000円未満	基礎額× $\left(\frac{194}{700}-\frac{0.11\times\text{基礎額}}{7,000,000}\right)$
10,000,000円以上 20,000,000円未満	基礎額× $\left(\frac{16}{100}-\frac{0.04\times\text{基礎額}}{10,000,000}\right)$
20,000,000円以上 50,000,000円未満	基礎額× $\left(\frac{34}{300}-\frac{0.05\times\text{基礎額}}{30,000,000}\right)$
50,000,000円以上	基礎額× $\left(\frac{6}{100}-\frac{0.03\times\text{基礎額}}{50,000,000}\right)$

全部改正〔平成9年規則88号〕

別表第4（第4条関係）

（単位：円）

種別	形状寸法		単位	単価			備考
				人力施工		機械施工	
排水本管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一般	困難	133,000	深さは、人孔間の平均深さとする。
				168,700	176,800		
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	178,700	187,400	141,300	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	196,000	205,300	157,200	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	192,500	201,700	151,500	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	211,000	221,000	168,400	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	113,800	138,200	83,300	

		深さ1.80m以上2.20m未満	m	148,700	158,100	94,600	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	183,600	193,000	142,200	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	201,100	210,700	158,400	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	219,200	229,800	174,900	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
排水本 管（硬 質塩化 ビニル 管）	内径150mm	深さ1.00m未満	m	38,800	—	28,300	深さは、人 孔間の 平均深 さとする。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	47,700	—	32,300	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	40,900	—	30,500	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	49,800	—	34,500	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	83,800	97,400	59,800	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	101,400	115,100	71,600	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	136,000	150,000	100,500	
		深さ2.60m以上	m	147,600	161,600	110,900	
	内径250mm	深さ1.00m未満	m	51,300	—	38,300	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	62,400	—	43,200	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	90,700	104,600	65,500	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	108,900	122,900	77,500	

	深さ2.20m以上2.60m未満	m	144,000	158,300	106,700
	深さ2.60m以上3.00m未満	m	156,200	177,200	117,500
	深さ3.00m以上3.40m未満	m	173,400	—	133,300
	深さ3.40m以上	m	—	—	—
内径300mm	深さ1.40m未満	m	74,100	—	53,100
	深さ1.40m以上1.80m未満	m	103,500	118,900	75,900
	深さ1.80m以上2.20m未満	m	122,800	138,500	88,500
	深さ2.20m以上2.60m未満	m	159,200	175,100	118,300
	深さ2.60m以上3.00m未満	m	172,500	195,300	130,100
	深さ3.00m以上3.40m未満	m	190,800	—	146,900
	深さ3.40m以上	m	—	—	—
内径350mm	深さ1.80m未満	m	111,800	128,100	83,100
	深さ1.80m以上2.20m未満	m	131,500	147,900	95,800
	深さ2.20m以上2.60m未満	m	166,400	183,100	123,800
	深さ2.60m以上3.00m未満	m	181,300	198,900	137,100
	深さ3.00m以上3.40m未満	m	202,900	—	157,400
	深さ3.40m以上	m	—	—	—

取付管 (硬質 塩化ビ ニル 管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	32,700		—	深さは、排水本管 (人孔間)の 平均土被(かぶ)り とする。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	35,000		—	
		深さ1.40m以上	m	37,900		—	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	40,100		—	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	42,400		—	
		深さ1.40m以上	m	45,300		—	
管防護 工(硬 質塩化 ビニル 管)	内径150mm用		m	19,200		18,200	
	内径200mm用		m	20,000		19,100	
	内径250mm用		m	21,200		21,400	
	内径300mm以上用		m	23,000		22,100	
人孔	円形人孔内 径70cm	深さ1.00m未満	箇所	一般	困難	321,400	深さは、人孔深さとする。 鉄蓋使用は、17,500円を加算する。
				359,400	—		
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	384,200	—	342,800	
				439,600	442,600	385,200	
	矩(く)形人 孔 内法(のり)90cm×60cm	深さ1.00m未満	箇所	657,900	—	586,900	
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	757,600	763,000	675,600	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	814,300	819,700	722,100	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	876,300	881,600	772,800	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	977,700	983,600	858,300	

	深さ2.00m以上	箇所	1,138,700	1,147,600	1,011,100
円形人孔	深さ1.20m未満	箇所	656,800	——	564,600
内径90cm	深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	742,300	747,000	629,900
	深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	802,200	806,900	676,800
	深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	943,100	949,600	797,700
	深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,057,900	1,067,900	896,200
	深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,186,600	1,209,800	1,020,300
	深さ2.80m以上3.20m未満	箇所	1,341,900	1,365,000	1,171,000
	深さ3.20m以上	箇所	——	——	——
組立矩(く)	深さ1.20m未満	箇所	720,600	726,000	673,000
形人孔	深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	765,200	770,500	710,500
内法(の	深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	823,500	828,900	762,000
り)90cm×60	深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	913,100	919,000	841,700
cm	深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,043,000	1,051,900	966,900
	深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,167,400	1,186,400	1,084,600
	深さ2.80m以上	箇所	1,261,100	1,280,100	1,181,900
組立矩(く)	深さ1.20m未満	箇所	856,000	861,300	800,000
形人孔	深さ1.20m以上1.40	箇所	895,700	901,100	832,000

	内法(のり)120cm×60cm	m未満				
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	966,500	971,800	894,700
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	1,072,700	1,078,600	989,900
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,224,700	1,233,600	1,130,500
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,372,800	1,391,800	1,276,900
		深さ2.80m以上	箇所	1,482,700	1,501,700	1,384,800
	組立円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	639,800	644,600	587,900
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	704,900	709,700	641,600
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	775,900	782,400	705,400
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	831,000	837,600	749,200
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	915,000	925,000	825,200
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,010,500	1,033,600	918,200
		深さ2.80m以上	箇所	——	——	——
副管 (硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	109,200	111,500	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	131,000	134,000	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	169,200	173,100	
		高さ2.00m以上	箇所	192,800	197,400	
副管	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	277,100	231,600	

(硬質塩化ビニル管)		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	286,300		304,900	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	338,700		343,900	
		高さ2.00m以上	箇所	364,600		370,600	
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸形ます	――	深さは、ます深さとする。 内径50cm鉄蓋使用は16,500円を、内径70cm鉄蓋使用は58,000円を加算する。
				118,000	135,700		
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	123,100	――	――	
		深さ1.00m以上	箇所	151,900	――	――	
		深さ1.00m未満異形乙使用	箇所	――	140,700	――	
		深さ1.00m以上異形乙使用	箇所	――	169,600	――	
		深さ1.00m未満異形丙使用	箇所	――	140,500	――	
		深さ1.00m以上異形丙使用	箇所	――	169,300	――	
	内径70cm		箇所	401,700		――	
		内径70cmます蓋使用					
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	――	
				110,200	181,200		
	内径50cm		箇所	122,500	193,500	――	
	内径35cm	格子蓋（角型）	箇所	108,800		――	
	内径50cm	格子蓋（標準型）	箇所	134,200		――	
L形側	250 B		m	20,000		18,900	

溝	300 B	m	20, 600	19, 500	
L 形基	250 B 用コンクリート厚さ10cm	m	8, 400	7, 600	
礎	300 B 用コンクリート厚さ10cm	m	9, 000	8, 200	
仮復旧 工	アスファルトコンクリート舗装工 (厚さ 3 cm)	m ²	3, 800	—	
試験掘 工	A 型 (2. 00m × 1. 00m × 1. 50m)	箇所	141, 700	—	
	B 型 (1. 50m × 0. 70m × 1. 30m)	箇所	42, 100	—	
	C 型 (1. 00m × 0. 70m × 1. 00m)	箇所	21, 000	—	
	A 型 (2. 00m × 1. 00m × 1. 50m) アスファルト仮復旧	箇所	149, 600	—	
	B 型 (1. 50m × 0. 70m × 1. 30m) アスファルト仮復旧	箇所	46, 100	—	
	C 型 (1. 00m × 0. 70m × 1. 00m) アスファルト仮復旧	箇所	23, 800	—	
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額				
障害物 切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額				

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成申請書

世田谷区長 あて

申請者（代表者）住 所

氏 名



（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

私 道 整 備 の助成を受けたいので、添付書類を添えて、次のとおり申請します。
私道排水設備工事

施工場所	世田谷区 丁目 番 号から	着工予定	年 月 日		
	世田谷区 丁目 番 号まで	竣工予定	年 月 日		
施工者	氏名又は事務所の名称 住所又は事務所の所在地 電話番号				
申請者名簿（番号欄には一連の番号を記入し、代表者の番号を○で囲むこと。）					
番 号	氏 名	住 所	番 号	氏 名	住 所
添付書類	1. 委任状 2. 土地使用承諾書 3. 位置図 4. 公図の写し 5. 登記事項証明書又は要約書 6. 工事設計調書 7. 設計図（私道排水設備工事の助成の場合は、下水道局の排水設備届出印が押されている排水設計図） 8. 排水設備計画届出書の写し（私道排水設備工事の助成の場合に限る。） 9. 申請代表者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）（発行から3月以内の排水設計図） 10. その他、区長が必要と認める書類				

全部改正〔令和6年規則69号〕、一部改正〔令和8年規則45号〕

第2号様式（第5条関係）

委 任 状

私たちは、この度の 私 道 整 備 の助成に関して、 _____ 丁目 _____ 番
私道排水設備工事

_____ 号の _____ を代表者と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 助成金の交付申請に関する件
- 2 助成金交付の決定に対する承諾に関する件
- 3 助成金の交付に係る工事の中止又は廃止承認申請及び事故報告に関する件
- 4 完了報告書の作成及び提出に関する件
- 5 助成金の受領及びこれに関して代理人を選任する件

年 月 日

委 任 者 住 所	委 任 者 氏 名

全部改正〔令和7年規則99号〕

第3号様式（第5条関係）

土 地 使 用 承 諾 書

私道整備
私道排水設備工事

私所有の下記土地の私道部分に
の助成を受け、工事を行うこ
とを承諾します。

年 月 日

私道整備
私道排水設備工事

助成申請代表者

_____あて

記

使用承諾をする土地 (登記簿記載の地番を記入)	承諾者住所	承諾者氏名	印

- (注) 1 使用承諾をする土地の表示は、必ず登記簿記載の地番を記入してください。
- 2 使用承諾をする土地の所有者及びその所有区分を表示した図面を添付してください。
- 3 印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書）を添付してください。

全部改正〔令和7年規則99号〕

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった助成の申請について、下記の条件により助成を決定したので、通知します。

なお、この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出してください。

記

1 助成見込額 円

助成金は完了報告書の審査及びこの助成金の交付に係る工事の調査実施後、その額を確定し交付する。したがって、確定助成額は上記金額と異なることがある。

2 工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承諾を得なければならない。

3 工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

4 工事が完了したときは、直ちに完了報告書を区長に提出しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は助成の決定を取り消すことがある。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責を負わない。

(1) 偽りの申請その他不正な手段により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成金を工事の資金以外に使用したとき。

(3) 条例第3条第1項本文及び第4条本文に規定する基準に適合する工事を施工しなかったとき。

(4) 助成によって設置した私道排水設備について、下水道法第11条（排水に関する受任の義務等）の規定に基づく使用を拒否したとき。（私道排水設備工事助成の場合）

(5) この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出しなかったとき。

(6) 前各号のほか、区長の付けた条件又は命令に従わなかったとき。

6 前項により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(裏)

- 7 助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 8 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 9 この工事に伴って必要となる石綿セメント配水小管の管種変更工事については、東京都水道局に当該管種変更工事を依頼し、速やかに東京都水道局が請求する工事費用を予納しなければならない。
なお、当該管種変更工事に要した費用を、工事の調査実施後、助成金として交付する。
- 10 助成金の交付を受けて整備した私道及び設置した私道排水設備について、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

全部改正〔令和7年規則99号〕、一部改正〔令和8年規則45号〕

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成棄却決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備
私道排水設備工事の助成の申請について
は、下記の理由により助成できないので通知します。

記

理由

全部改正〔令和7年規則99号〕

第6号様式（第7条関係）

承 諾 書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所
申請者（代表者）
氏 名

印

年 月 日付 第 号で通知のあった私道整備
私道排水設備工事
の助成については、異議なく承諾いたします。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日					
完 了 報 告 書					
世田谷区長 あて 住所 申請者（代表者） 氏 名					
私 道 整 備 私道排水設備工事 の助成に係る工事が完了したので、下記のとおり完了報告を いたします。					
記					
決 定 番 号	年 月 日 第 号				
着 工 年 月 日	年 月 日				
完 工 年 月 日	年 月 日				
施 工 場 所	世田谷区 丁目 番先から 世田谷区 丁目 番先まで				
申 請 者	区 丁目 番 号 電話（ ） ほか 名				
施 工 者	区 丁目 番 号 電話（ ）				

添 付 書 類	1	工事实績調書	2	竣工図	3	工事記録写真
------------------	---	--------	---	-----	---	--------

全部改正〔令和7年規則99号〕

第8号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成金確定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付 第 号により決定した私道整備
私道排水設備工事
の助成については、下記のとおり助成金額を確定したので、「私道整備・私道排水設備工事助成金請求書」を提出してください。

記

助成金額 _____ 円

全部改正〔令和7年規則99号〕

第9号様式（第11条関係）

私道整備・私道排水設備工事助成金請求書

_____円

ただし、____年 ____月 ____日付 第 ____号確定の私道整備の助
私道排水設備工事
成金として。

____年 ____月 ____日

住所
申請者（代表者）
氏 名

㊟

世田谷区長 あて

全部改正〔令和7年規則99号〕

第9号の2様式（第11条の2関係）

番 号
年 月 日

私道整備・私道排水設備工事助成決定取消通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付 第 号で通知した私道整備
私道排水設備工事

の助成の決定について、下記の理由によりこれを取り消したので、通知します。

記

理由

全部改正〔令和7年規則99号〕

第10号様式（第12条関係）

私道整備助成申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所

氏 名 ㊟

電 話 ()

私道整備の助成を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 私道の所在地 世田谷区 丁目 番先
- 2 私道整備の種別 路面舗装 側溝設置

第11号様式（第12条関係）

承 諾 書

年 月 日

世田谷区長 あて

世田谷区 丁目 番先の私道を整備することについて承諾します。

住 所	氏 名	印	所 有 者	権 利 者	備 考

（注）所有者、権利者の欄の該当する方に○印を付けてください。

番 号
年 月 日

私道整備助成承認書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備の助成について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 件 名 私道整備助成工事

2 工事の施工場所 世田谷区 丁目 番先

3	工 事 の 規 模	舗装工	延長	m	幅員	m	面積	m ²
		側溝工	U形溝工（		）延長		m	
			L形溝工（		）延長		m	

4 総工費決定金額 円

5 注 意 事 項

- (1) 延長、幅員、面積は区が算定したものです。
- (2) 工事完成の際は、ご連絡しますので立ち合いをお願いします。

第13号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

私道整備助成不承認通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備の助成については、下記の理由により助成できないので通知します。

記

理 由

第 号
年 月 日

工 事 完 了 通 知 書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日承認した私道整備工事は、下記のとおり完了したので通知します。

記

- | | | | | | | | | |
|---|-----------|------------|-----------|---|----|---|----|----------------|
| 1 | 件 名 | 私道整備助成工事 | | | | | | |
| 2 | 工事の施工場所 | 世田谷区 丁目 番先 | | | | | | |
| 3 | 工 事 の 規 模 | 舗装工 | 延長 | m | 幅員 | m | 面積 | m ² |
| | | 側溝工 | U形溝工（ ）延長 | | | | m | |
| | | | L形溝工（ ）延長 | | | | m | |
| 4 | 完 了 期 日 | 年 月 日 | | | | | | |

世田谷区
現場立会人
申請人 住 所
氏 名